

平成19年12月10日  
人 事 課  
内線 2133

奈良市公益通報等の処理基準の改正について  
(内部通報に外部相談窓口を新たに設置)

職員全員が不正な行為は絶対に許さないという確固たる共通認識をもち、組織として不正にしっかり向き合う体制を整備するため、奈良市公益通報等の処理基準の一部改正を行い、内部通報に関する外部相談窓口を新たに設置しました。

◆ 公益通報等の処理基準の主な改正点 (12月1日改正)

① 内部通報相談窓口の新設

外部相談窓口として弁護士(外部に委託)を新設した。

② 内部通報者の保護強化

内部通報者の情報は、相談窓口を除き保護することとした。

③ 調査要請

弁護士と法令遵守監察監が通報内容を検討し、調査が必要と判断した場合は、公益通報等調査委員会に調査要請(改正前は報告のみ)することとした。

◆ 法令遵守・内部通報に係る新たな人員配置

法令遵守監察監の事務を補助するため職員を配置する。(次年度から)

◆ 携帯カードの配布

内部通報先を明記したカードを全職員に配布する。(12月中旬)

◆ 研修の実施

内部通報を促進するための研修を全職員に実施する。(1月から)